

本庁各部各課（室）長
警察本部長
教育長
各委員会（委員）事務局長
県議会事務局長
各出先機関の長

}

殿

総務部長
(財産活用課調整係)

工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の運用の拡充について
(依命通達)

工事請負契約書（福岡県財務規則様式第133号）第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の運用について」（平成20年7月10日財活第704号総務部長依命通達。以下「依命通達」という。）により定めたとおりのところではありますが、その後の経済情勢を鑑みると、工事の内容によっては、鋼材類や燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあると認められるため、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとしたので、趣旨を十分理解され、適切な事務処理をお願いします。

上記のとおり命により通達します。

記

原油価格の高騰等の特別な要因により、鋼材類及び燃料油以外の主要な工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、依命通達に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。

この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、

その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

附 則

- 1 この通達は、平成20年9月22日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通達の施行日以降で平成20年12月31日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成20年10月31日までの場合は、これを行うことができるものとする。